

年度末・初めの労働基準監督署への 届出・申請等について

～ 郵送や電子申請をぜひご活用ください ～



36 協定届をはじめとした各種届出・申請等について、毎年、3月の年度末と4月の年度初めは、労働基準監督署の受付窓口が来庁者でたいへん混雑いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、労働基準監督署では、

- ・ 職員に対する手洗い、うがいの徹底
- ・ アルコール消毒液の設置
- ・ 体調がすぐれない職員の休暇取得
- ・ 発熱等の症状がある方や、体調がすぐれない方は入場を御遠慮いただく

等の対策を講じ、感染症の感染防止に努めておりますが、各種届出・申請等に当たっては、**郵送や電子申請をぜひ御活用ください。**

郵送による届出等については、届出内容等に問題がなければ、労働基準監督署に到達した日をもって受理いたします。

また、事業場の控えが必要な場合には、届出書類の他、事業場の控えの書類と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。